

■【免除・納付猶予】新型コロナウイルス感染症による臨時特例措置が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予申請手続きが、令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月分）に引き続いて令和4年度分（令和4年7月～令和5年6月分）の国民年金保険料についても免除の申請をすることができるようになりました。

令和4年度免除・納付猶予申請の受付開始日は、令和4年7月1日となります。

詳細は、下記URLから日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202206/0617.html>